

## 普通預金規定

### 1. (取扱店の範囲)

普通預金(以下「この預金」といいます。)は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

### 2. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 預金者が個人のお客様に限り、前記(1)の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

### 3. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を1円として、毎年3月と9月の第2土曜日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

### 4. (未利用口座管理手数料)

- (1) この預金について、所定の期間ご利用がないなど当金庫が定める条件を満たす場合、未利用口座として取り扱うものとし、預金者は、所定の未利用口座管理手数料を支払うものとし、具体的な条件や未利用口座管理手数料の金額等については、当金庫ホームページ上で公表します。
- (2) 未利用口座管理手数料は、当金庫が定める所定の支払日において、当金庫がこの預金口座から、払戻請求書等によらず引き落とす方法で支払うものとし、
- (3) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった預金口座について、当金庫は、この預金口座の残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約されるものとし、
- (4) 前記(3)の規定によりこの預金口座が解約された場合、各種料金等の自動支払いその他預金口座の存在が前提となる各種お取引があるときには、預金口座の解約に伴い、これらのお取引についても、預金者への通知なく解約されるものとし、

- (5) 前記(3)(4)の規定により、カード等が発行されている各種お取引が解約された場合、当該カード等については、当金庫へ返却していただくか、当該カード等の磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ預金者において廃棄してください。
- (6) 一旦支払われた未利用口座管理手数料については返却いたしません。
- (7) 未利用口座及び未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額等の本条に定める事項は、事前に相当の期間を置いて当金庫ホームページ上で公表する方法等により、変更することがあります。

#### 5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この預金には、本規定のほか「[普通預金・普通預金(無利息型)・貯蓄預金・納税準備預金] 共通規定」が適用されるものとします。

以上